

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨および令和 7 年台風第 12 号により
被災された学生への授業料等免除について

令和 7 年 8 月 6 日からの大雨および令和 7 年台風第 12 号により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の大雨等により、災害救助法適用地域で被災された世帯で、次のいずれかの要件に該当する学生が、家計急変で修学継続が困難になった場合、令和 7 年 2 期分（第二部は 3 期・4 期分）の授業料及び施設費を免除します。

記

1. 対象者

学資を主に負担されている方が、災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の「り災証明書（原本のみ）」により、その家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」であると証明された場合、または学資を主に負担されている方が災害救助法適用の災害によって「死亡」または「行方不明」になっておられる場合。

注 1 学資を主に負担されている方とは、学生の保護者（保証人）をさします。

注 2 留学生も上記対象者に該当する場合は申請できます。

注 3 本学の特待生等に採用され授業料減免や給費を受けている場合、減免額もしくは給付額との差額を免除します。ただし、今年度、本学の給費生に採用されている場合、この減免には申請できません。

注 4 高等教育無償化制度（日本学生支援機構給付奨学生）に採用されている場合、減免額との差額を免除します。

なお、学部生で居住する家屋への被害は少ないながらも豪雨の影響により、学資負担者の自営業の維持が困難、会社が倒産または失職等に伴い、家計が急変した場合は給費生制度がありますので、学生課へ問い合わせてください。

2. 申請書配布・受付期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 31 日（金）

3. 申請書類

豪雨被害授業料等免除申請書（所定用紙）

り災証明書（原本のみ） ※取得が間に合わない場合は事前に受付窓口にご相談ください

学資負担者死亡または行方不明の場合は、それを確認できる書類

4. 申請書配布・受付窓口

第一部学部生：学生課 4 号館 1 階（096-372-7279）平日 8:45～17:15

第二部学部生：教務課 11 号館 1 階（096-364-3770）平日 17:15～21:10

大学院生：大学院事務室 14 号館 5 階（096-371-8036）平日 8:45～21:10